

日連 26 第 233 号
(業 1 第 34 号)
平成 26 年 5 月 22 日

税制審議会会長 殿

日本税理士会連合会
会長 池 田 隼 啓

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について

(諮問の趣旨)

わが国の全就業者のおよそ 9 割は給与所得者であり、民間の事業所に勤務している者だけでも約 5,400 万人にのぼっています。また、公的年金等の実受給者数は、およそ 3,900 万人となっており、今後さらに増加することが予測されています。

このような現状をみると、給与所得や公的年金等に係る所得に対し、どのような課税を行うかは、税制として重要であるばかりでなく、今後のわが国の財政にも大きな影響を及ぼす問題であると考えられます。

給与所得と公的年金等に係る所得について、両者に共通しているのは、概算控除制度として給与所得控除又は公的年金等控除が適用されていること、また、一定の収入金額以上の場合に源泉徴収制度が採用されていることです。ただし、概算控除の最低保障額は、給与所得の場合は 65 万円であるのに対し、公的年金等については 65 歳以上で 120 万円、65 歳未満で 70 万円とされるなど、両者の間には相当程度の差異が生じています。また、給与所得についてのみ年末調整が行われており、税額の確定方法にも相違があります。

このような現行の税制をみると、概算控除額が適切な水準といえるかどうか、近年の税制改正において給与所得控除額が徐々に引き下げられている中で、現役世代と年金受給世代との間の課税のバランスが維持されているかどうか、また、公的年金等所得を雑所得に区分していることが適当かどうか、といった疑問が生じます。さらに、公的年金等については、拠出・運用・給付を通じた課税のあり方も問題になります。

そこで、人口減少と高齢化が進行している現状を踏まえ、給与所得と公的年金等に係る所得に対する課税のあり方について、源泉徴収制度や税額の確定手続なども含めて総合的に検討していただきたく、貴審議会に諮問します。